

市民みんなの手で、
いじめや虐待などが起きない
「まち」をつくっていきます。

「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例」を定めています

大人は、子どもたちを守ります

- 大人は、子どもとの関わりを大切にします。
～子どもの話をよく聞き、子どもの気持ちを理解し、子どもと一緒に考えます。
- 大人は、いじめや虐待を見つけたとき・相談を受けたとき、みんなで協力して子どもを守ります。

子どもたちに伝えたいこと

- 誰もが、楽しく充実した生活をする（自分らしく生きる）権利があります。
- いじめは、どんな理由があってもいけないことです。
- 悩みやつらく悲しいことがあるときは、いつでも、誰にでも相談してください。下記の窓口でも相談できます。

子どもからの相談専用ダイヤル

こども悩み相談電話

0172-
26-2110

月曜日～金曜日
8:30～17:00

その他の相談窓口（どなたでも相談できます）

窓口	電話番号	相談内容	受付時間
弘前市教育センター 相談支援チーム	0172- 26-4802	勉強や人間関係、いじめなどに関する相談	月曜日～金曜日 8:30～17:00
弘前市少年相談センター	0172- 35-7000	非行、学校生活など青少年に関する相談	月曜日～金曜日 8:30～17:00
弘前市こども家庭センター	0172- 40-3976	子育てや家庭の悩み、子どもの虐待に関する相談	月曜日～金曜日 8:30～17:00

子どもの笑顔を広げる弘前市民条例

～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～

弘前市民みんなで
子どもの笑顔を守る、広げる！



※令和4～6年度ロゴマーク

にっこり

心と心のつながりに
言葉がとおる やさしさがいきかう
笑顔が広がる

歴史を積み重ねてきた文化と学びのまち弘前

人と人とが関わり合う力を蓄えている
多様性の社会を共に生きながら子どもを支え
自立を促す心のつながりをもっている

「笑顔条例」

弘前市

こ え が お ひろ ひろ さ き し みんじょうれい 子どもの笑顔を広げる弘前市民条例

ぎゃくたい め ざ え が お じょうれい
～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～ 『笑顔条例』



え が お じょうれい
『笑顔 条例』って
どんな 条例？

※ 市民 条例とは、市議会 で 決められる「市民 みんなが守るきまり」のことです。

こ え が お すべ ひと おく もの
子どもの笑顔は全ての人への『贈り物』です。

え が お じょうれい ひろ さ き し みん ギゃくたい
『笑顔 条例』は、弘前市民 みんなで、いじめや虐待をなくし、
みらい にな こ え が お まも ひろ じょうれい
未来を担う子どもの笑顔を守り、広げるための条例です。

え が お ひろ
みんなの「笑顔」を広げるために

じぶん
自分もにっこり

だれ たいせつ そんな
あなたは誰かの大切な存在
あたし じぶん
新しい自分に出会えるように
じぶん たいせつ
自分のことを大切にしよう

とも
友だちもにっこり

とも きも かんが
友だちの気持ちを 考 えて
やさ きも せつ
優しい気持ちで接してみよう
いいところ、違うところを認め合おう

いじめ バイバイ

「いじめ」は
きずつ かな こうどう
みんなが傷付く悲しい行動
あんしん つく
みんなが安心するクラスを作ろう

そうだん
相談していいんだよ

そうだん りっぱ こうどう
相談することは立派な行動
つら くる
辛いとき、苦しいときは
かなら だれ そうだん
必ず誰かに相談しよう

SNSやメールなどに、人が傷付くことを書くことや、人が嫌がる画像や動画を送ることも
「いじめ」であり、犯罪だよ。
「人が傷付くことをしない」ことは、ネット上でも、普段の生活でも当たり前約束だよ。



みんなでチェック！ “やってみようと思ったら、お花に好きな色をぬろう！”

これができたらステキだね！

※ 子ども議会やアンケートにより、児童生徒の皆さんの声から生まれた取組例です。



だれ じぶん
あいさつは、誰にでも自分からします。



ほか ひと い けん き みと
他の人の意見をよく聞き、認めます。



ゆう き じぶん かんが い けん つた
勇気をもって、自分の考えや意見を伝えます。



ひ う やくわり せきにん
引き受けた役割は、責任をもってやりとげます。



しゅ み きょう み ちが ひと なか よ はな
趣味や興味が違う人とも仲良くし、話しかけるようにします。



ひと み こえ
いじめられている人を見たら、やさしく声をかけたり、
おとな たす もと
大人に助けを求めたりします。

いじめのない笑顔いっぱいの学校・学級にするために、あなたができることを書いてみよう。